

高齢者虐待防止の推進について

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ
令和7年3月

運営基準における虐待防止規定

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

1 基本方針

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

2 運営規程

「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に定めておかなければならない。

3 虐待の防止

指定居宅サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること
- ④ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日(令和6年3月31日に経過措置期間は終了し義務化)

※但し、指定居宅療養管理指導事業者については令和9年3月31日まで経過措置継続

高齢者虐待防止に係る介護報酬

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【対象】 全サービス（居宅療養管理指導・特定福祉用具販売を除く）

※福祉用具貸与は令和9年3月31日まで経過措置期間を設ける。

【単位数】

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

【算定要件等】

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、指針に基づく虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること
- ④ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置くこと

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について その1

虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号)

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること 等

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について その2

虐待の防止のための指針(第2号)

指定居宅サービス事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 等

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について その3

虐待の防止のための従業員に対する研修(第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅サービス事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について その4

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)

指定居宅サービス事業所における虐待を防止するための体制として、第1号から第3号までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

※令和6年度「介護事業所・生活関連情報検索・介護サービス情報公表(報告)システム」に登録すべき事項として「高齢者虐待防止のための取組の状況」が追加されていることに留意すること。

参考 厚労省 Webサイト:高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等のページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

身体的拘束等の適正化の推進について

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ
令和7年3月

運営基準における身体的拘束等禁止に係る規定

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)

指定居宅サービスの具体的取り扱い方針

- I 指定居宅サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- II 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

【対象】 全ての指定居宅サービス事業所

※介護予防を含む

令和6年度「介護事業所・生活関連情報検索・介護サービス情報公表(報告)システム」に登録すべき事項として「身体的拘束等の廃止のための取組の状況」が追加されていることに留意すること。

「3つの要件」をすべて満たすことが必要

「やむを得ない場合」であっても実施前に必ず下記の3つの要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認を行う。

[切迫性] 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要になる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

[非代替性] 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを組織で確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

[一時性] 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

手続き面での慎重な取扱いが必要(その1)

組織としての判断が必要

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当の職員個人・管理者のみでは行わず事業所全体としての判断が行われるように、事業所内(あるいは法人)の組織において事前に手続き等を定めておく。「緊急やむを得ない場合」の要件に該当しなくなった場合の解除についても組織として取り決めをしておくことが重要である。また家族の同意(あるいは希望)は、身体拘束を認める根拠にはならない。

身体拘束が例外的に許容されるのは、「緊急やむを得ない場合」に該当する客観的な状況が存在する場合であって、本人の意思によるものではない。それぞれの要件について、本人・家族、本人に関わっている関係者・関係機関全員において慎重に検討を行うことが求められる。検討にあたっては、職員や家族等、本人に関わる関係者の気持ちや安全面にも配慮することも重要である。

手続き面での慎重な取扱いが必要(その2)

個別の説明

② 本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、現場の責任者から説明を行う等、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を本人や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

身体的拘束の解除

③ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について、「緊急やむを得ない場合」の三つの要件に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することが重要である。身体拘束を実施している時間帯において、本人の様子を定期的・継続的に観察する。実際に身体拘束を一時的に解除して、本人の状態を観察し、身体拘束の継続が本当に必要なのか、慎重に検討する。

身体的拘束等に関する記録及び記録の整備(その1)

身体的拘束適正化委員会等の議事録

- イ 開催日時、参加者、議題、議事概要等
- ロ 身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合、切迫性の確認とその判断理由、非代替性の確認 とその判断理由(代替案の列挙)、一時性の確認とその判断理由等
- ハ 緊急やむを得ず身体拘束が必要であるという判断をした場合、本人・家族・関係者、関係機関との意見 調整の進め方、身体拘束開始日・解除予定日
- ニ 身体拘束を行っている入居者がいる場合、三つの要件の確認とその判断理由 解除の是非等

身体的拘束等に関する記録及び記録の整備(その2)

個別の記録

- イ 「切迫性」「非代替性」「一時性」それぞれについて、要件を満たしていると判断した具体的理由、検討の記録。再検討を行うごとに逐次その記録。
- ロ 本人及び家族等への身体拘束に関する説明の記録。
- ハ 本人の状態や、家族の意見についての記録。
- ニ 身体的拘束の方法、時間、利用者の態様、解除時期、解除方法等の記録。

記録の整備

記録はその完結の日から5年間保存しなければならない

参考 令和6年3月「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」(令和5年度老人保健健康増進等事業介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業)が発行されました。「身体拘束ゼロへの手引き」と合わせて御活用ください。